

## 新型コロナウイルス感染症に係る新石垣空港における水際対策について

平素より石垣市の行政に御理解・御協力いただきまことにありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルス感染症に係る新石垣空港における新たな水際対策について発表いたします。

現在、新石垣空港においては、沖縄県が設置したサーモグラフィーによる発熱者の検知が行われているところですが、これにより、発熱されている方を発見することは出来るものの、その後発熱者の方の検査を行うところまで県が行う体制とはなっておりません。

今般、6月より羽田との間での直行便運航が再開されたこと、また、県をまたいだ移動が解禁されたこと等にともない、石垣市にいらっしゃる観光客の方等が増えてきているところ、万一感染されている方が入域された場合にも迅速に検知し、島内におけるクラスター発生を予防するため、サーモグラフィーによる検知で発熱が認められ、かつその後の体温計による再測定で体温が 37.5°C以上の方について、石垣市が県立八重山病院までお連れして PCR 検査を受けられる体制を今般構築いたしました。

具体的な運用としては、サーモグラフィーで発熱が認められた方に対しまして、先般制定いたしました「石垣市新型コロナウイルス感染症等対策条例」に基づき、検査受診の御協力を依頼し、同意いただけた場合には空港に常駐している市職員が、待機させている専用車両で八重山病院までお連れするというものです。併せて、検査により自己負担が生じる場合の医療費の補助等についても、現在検討しているところです。

これにより、機内で体調を崩された観光客の皆様が迅速に病院で診察を受けられ、安心して観光ができるようにするとともに、発熱等の症状がある方が島内で市民や他の観光客の方等と接触し、感染が拡大することを防ぐことができるものと考えておりますので、皆様には是非御協力をよろしくお願いいたします。

また、観光客の皆様におかれましては、万一新型コロナウイルス感染が発覚した場合には、折角の旅行期間を病院で過ごすこととなってしまいますので、少しでも体調不良がある場合には、石垣島への来島を控えていただきますよう、お願いいたします。

令和2年7月7日  
石垣市長 中山 義隆